

大府市生成AIサービスの導入委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

大府市生成AIサービスの導入委託に係る受託者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 目的

本市職員が安全かつ効率的に生成AIサービスが利用できる環境を構築し、生成AIサービスを利活用することにより、業務の効率化及び職員の負担軽減を図ることを目的とする。

2 契約業務の概要

(1) 件名

大府市生成AIサービスの導入業務

(2) 業務の内容

詳細は「大府市生成AIサービスの導入委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 見積限度額

金29,700,000円

・イニシャルコスト：13,200,000円（構築期間3カ月に係る構築費）

・ランニングコスト：16,500,000円（運用期間9カ月に係る運用費）

※上記の見積限度額には、本業務を履行するために必要な全ての経費と消費税及び地方消費税相当額を含む。

※イニシャルコスト及びランニングコストについては、それぞれの金額を見積限度額とする。

※提案の内容に関わらず、イニシャルコスト及びランニングコストのそれぞれの見積限度額を超える提案は受け付けない。

4 発注形態

単体企業による一括発注

5 プロポーザル方式の採用理由とその効果

「大府市プロポーザル方式等実施要綱」第3条第1項第4号に基づき、本業務について、公募型プロポーザル方式を採用することにより、受託業者の企画提案内容と業務実績等の観点による総合的な審査を通じ、最も適切な受託者を選定することができる。

6 プロポーザルの参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度分の大府市の入札参加資格を有する者で、かつ、令和8・9年度大府市入札参加資格審査の申請をしている者であり、参加表明書及び企画提案書の提出日に大府市の競争入札における指名停止又は指名見合せの措置を受けていない者であること。

なお、本プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングの日までに、大府市の入札参加資格を有する必要がある。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続き開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

7 選定日程

日 程	内 容
令和8年1月27日（火）	プロポーザル実施公告、プロポーザル実施要領等の配付
同 日	提出書類に関する質疑書の受付開始
令和8年2月3日（火）	提出書類に関する質疑書の受付期限
令和8年2月10日（火）	提出書類に関する質疑書に対する回答
令和8年2月17日（火）	参加表明書、企画提案書等の提出期限
令和8年2月18日（水）	1次審査（書類審査） ※参加表明者が3者を超えた場合、上位3者を決定する。

令和8年2月24日（火）	1次審査結果通知
令和8年3月9日（月）	2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）
令和8年3月13日（金）	大府市指名資格審査委員会で優先交渉権者の決定
令和8年3月18日（水）	2次審査結果通知

※「参加表明書等」とは「8（2）参加表明書等の提出」提出書類に示すものをいう。

※「企画提案書等」とは「8（3）企画提案書等の提出」提出書類に示すものをいう。

8 応募手続き等

（1）提出書類に関する質疑書の受付及び回答

提出書類に関する質疑の受付及び回答を次のとおり実施するものとし、電話等による質問には応じない。なお、事務局が必要と認めた場合は、質疑について直接ヒアリングを行うことがある。

提出期限	令和8年2月3日（火）16時まで
提出要領	参加申込者が、【様式1】「提出書類に関する質疑書」に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、事務局に電子メールにて提出すること。 また、提出した際に、電話による着信確認を行うこと。
電子メール タイトル	大府市生成AIサービスの導入委託「提出書類に関する質疑書」
添付ファイル名	（会社名）提出書類に関する質疑書
回答の方法	令和8年2月10日（火）17時までに、電子メールで質問者に回答するとともに、原則、大府市公式ウェブサイトに回答書を掲載する。

（2）参加表明書等の提出

参加申込者は、次の要領に従って参加表明書を提出すること。参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定の日までの間に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

提出期限	令和8年2月17日（火）16時まで
提出要領	参加表明者が、企画提案書等を事務局へ9時から17時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、持参により提出する。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は認めない。
提出部数	1部
提出書類	① 参加表明書【様式2】 ② 参加資格に関する申立書【様式3】 ③ 会社概要書【様式4】 ④ 導入実績書【様式5】

	⑤ 過去3年分の決算書【任意様式】
その他	<ul style="list-style-type: none"> 提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。 提出時には、本人確認書類（マイナンバーカード等）の提示を求める場合がある。

(3) 企画提案書等の提出

参加表明者は、次の要領に従って本委託業務に対する提案内容を記載した企画提案書、見積書及び業務要件一覧（1次審査表）（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。なお、企画提案は、1事業者につき1提案とする。

提出期限	令和8年2月17日（火）16時まで
提出要領	参加表明者が、企画提案書等を事務局へ9時から17時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、持参により提出する。なお、郵送、電子メール及びFAXによる提出は認めない。
提出部数	正本【1部】 副本【7部】
提出書類	<p>①企画提案書【表紙：様式6、本文：任意様式】</p> <p>＜本文＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務への実施方針、会社概要・実績 ・システム概要、特長 ・実施スケジュール、本市との役割分担 ・開発方針、開発体制 ・セキュリティ対策 ・保守方針、保守体制 ・大府市独自のデータを踏まえた機能 ・職員のサポート機能 ・その他の提案 <p>②業務要件一覧（1次審査表）【様式7】</p> <p>③生成AIサービスの導入業務に係る見積書【様式8】</p> <p>※ 企画提案書本文はA4用紙15ページ以内で作成すること。</p> <p>※ 仕様書の内容と合致していること。</p> <p>※ 具体的であること。</p> <p>※ 見積限度額内での提案内容であること。</p> <p>※ 業務要件一覧（1次審査表）は、回答欄及び備考欄に貴社の対応方法等を記載すること。</p> <p>※ 見積書は総額だけでなく、イニシャルコスト及びランニングコストの金額をそれぞれ記載すること。</p> <p>※ 見積金額について、1カ月の必要最低トークン数は70,000,000ト</p>

	一クンを見込むこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。 提出時には、本人確認書類（マイナンバーカード等）の提示を求める場合がある。

(4) 1次審査（書類審査）

提出された業務要件一覧（1次審査表）【様式7】の内容について、書類審査を行う。

実施日時	令和8年2月18日（水）
結果の通知	1次審査の結果は、全てのプロポーザル参加者に対して、令和8年2月24日（火）に【様式9】又は【様式10】審査結果通知をEメールで通知する。なお、1次審査の点数については公表しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1次審査通過者については、2次審査を実施する。 参加資格を満たしている者が4者以上の場合は、上位3者を2次審査に参加できる者として選定し、3者以下の場合は、全てのプロポーザル参加者を2次審査に参加できる者として選定する。 業務要件一覧（1次審査表）【様式7】の回答欄に「×」が付く場合は、その項目の点数を0点とする。 業務要件一覧（1次審査表）【様式7】の必須要件が0点となる項目がある場合は、失格とする。

(5) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された企画提案書等の内容について、以下のとおりプレゼンテーション及びプロポーザル審査委員によるヒアリングを行う。なお、審査は2次審査表【様式11】の内容に基づき行う。

実施日時	令和8年3月9日（月） ※ 開始時刻は、企画提案書等の提出期限後に別途通知する。
実施方法	参加者は3人以内とし、実施時間は30分以内とする。内訳は、プレゼンテーションが20分以内、ヒアリング（質問及び回答）が10分以内とする。
結果の通知	<p>プレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、優先交渉権者の選定結果として、2次審査参加者に書面（【様式12】又は【様式13】審査結果通知）を発送する。</p> <p>また、電子メールによっても通知する。</p> <p>※様式12及び様式13に記載する点数については、1次審査の点数を含んだものとする。</p>
その他	・プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、企画提案書に記載の

	<p>ない追加提案は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションの方法は、提案者の任意とする。 ・会場には液晶プロジェクター及びスクリーンを準備するが、提案者による持ち込みも可とする。その場合は事前に事務局まで連絡すること。 ・プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった者は、失格とする。
--	---

(6) 審査結果に対する説明等

ア 審査の結果、プロポーザル参加者で優先交渉権者に選定されなかった者は、審査結果に関して質問がある場合、事務局に書面を持参し、説明を求めることができる。

イ 審査結果に対する説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の17時まで（ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。）を行うものとする。

(7) プロポーザルの辞退

参加表明者は企画提案書等の提出期限までは、いつでもプロポーザルを辞退することができる。辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

提出期限	令和8年2月17日（火）17時まで
提出要領	参加表明者が、【様式14】辞退届を、事務局へ9時から17時までに、持参により提出する。ただし、12時から13時まで並びに期間中の日曜日、土曜日及び祝日を除く。なお、郵送、電子メール又はFAXによる提出は認めない。
その他	辞退の撤回はできない。

9 大府市生成AIサービスの導入委託公募型プロポーザル審査委員会

本プロポーザルにおける審査は、大府市プロポーザル方式等実施要綱（平成19年4月1日施行）第8条に基づき大府市生成AIサービスの導入委託公募型プロポーザル審査委員会において行う。

委員は、次に記載のとおりとする。

職名	備考
大府市総務部デジタル戦略室長	委員長
大府市企画政策部企画広報戦略課長	
大府市企画政策部財務政策課長	
大府市健康未来部健康未来政策課長	
大府市都市整備部都市政策課長	

大府市水道部水道工務課長	
大府市議会事務局議事課長	

10 優先交渉権者の選定

- (1) 1次審査点（満点400点）に2次審査点（満点350点）を加算し総合点を算出する。総合点の基準点は総合点の6割の点数とする。基準点を超える者で、最大の者を第一順位者とし、優先交渉権者として選定する。
- (2) 総合点で最大の者が複数ある場合は、2次審査点の上位者を選定する。
- (3) プロポーザル参加者のうち、参加資格要件を満たしていない者については失格とする。
- (4) 第一順位者の次の総合点上位者を第二順位者とし、第二順位者の次の総合点上位者を第三順位者とし、契約条件が成立するまで契約行為を保留するものとする。
- (5) 本プロポーザルに参加する者が1者のみであってもプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、総合点の基準点を超える場合は、その者を受託候補者に選定する。

11 評価方法

- (1) 1次及び2次審査共通評価方法
 - ア 1次審査及び2次審査の得点は各評価項目の算出点数を合計したものとする。
 - イ 「12 審査基準」に基づき評価を行う。各項目の配点に「配点に対する割合」を乗じてその項目の点数を算出する。
 - ウ 企画提案書等に記載されていない項目や、提案内容については評価の対象としない。また、仕様書に記載されている要件、提案内容であっても、本業務の必要性・重要性に照らし、必要の範囲を超えるなど評価する意味がないと判断した場合は評価の対象としない場合がある。
- (2) 1次審査評価方法

委員の合議による単一の評価とする。
- (3) 2次審査評価方法

各委員の点数を合計して平均点を算出するものとする。
※平均点は小数点以下を切り捨てて算出する。

12 審査基準

【2択評価の審査基準】

評価視点	評価	配点に対する割合
要件を満たしている	○	100%
要件を満たしていない	×	0%

【5段階評価の審査基準】

評価視点	評価	配点に対する割合
期待以上に評価できる	5	100%
十分に評価できる	4	80%
評価できる	3	60%
評価できるが若干の不安がある	2	40%
不明瞭な部分があり不安がある	1	20%

【見積書の審査基準】

評価視点	評価	配点に対する割合
50%以下	5	100%
51%以上80%以下	4	80%
81%以上100%以下	3	60%
予定価格を超えるもの	0	0%

※ 本基準は、イニシャルコスト及びランニングコストともに共通とする。

13 契約の締結

(1) 契約に係る交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者の本委託業務に関する企画提案に関し、その履行を確保し、その評価内容を担保するために、提案項目について優先交渉権者と合意を得た上、了解した内容を市が指定する仕様書に記載し、最終的に発注仕様書を定めるものとする。

ただし、優先交渉権者に事故等があり、契約が不調となった場合は、第二順位者に対し同様の交渉を行い、見積徴収を行うものとする。この場合においては、第二順位者を新たな第一順位者とし、第三順位者を第二順位者とする。

(2) プロポーザルの無効

「6 プロポーザルの参加資格要件」に規定する参加資格要件のない者及び虚偽の申請を行った者並びに契約規則第12条に違反した場合のプロポーザルは無効とする。

14 その他留意事項

(1) 契約期間は、事情により変更することがある。

(2) その他遵守事項については、地方自治法、大府市契約規則、大府市入札者心得書、大府市委託契約約款による。

(3) 提出資料などの作成経費、旅費などの必要経費は、参加表明者の負担とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 企画提案書等の変更等の禁止

企画提案書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。

イ 著作権

企画提案書等の著作権は、参加表明者に帰属する。また、参加表明者は、企画提案書等について、本市が優先交渉権者の選定に関わる審査に使用することを承諾するものとする。本市は、参加表明者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しないものとする。なお、企画提案書等は返却しない。

(5) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。

(6) 使用言語及び単位、時刻

本プロポーザルの実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が市より指名停止の措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、市は一切の損害賠償責任の責を負わない。

(8) 本プロポーザルは、当該業務に係る予算が議会において議決されることを前提に実施するものであり、議決内容によっては契約金額等に変更が生じる場合がある。

(9) 次年度以降において、予算が措置されない場合、または導入したシステムを継続して利用する必要がないと判断した場合は、継続利用しないものとする。

15 プロポーザルに関する事務局等

本導入業務に関する事務局（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

事務局	
住所	〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地（庁舎4階） 大府市役所 総務部 デジタル戦略室
電話	0562-45-6253
電子メール	digital@city.obu.lg.jp
ウェブサイト	https://www.city.obu.aichi.jp/